

輸入数量に基づく特別緊急関税の令和5年度における輸入基準数量等

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がブルネイについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第1項の規定に基づき、令和5年7月12日以降の令和5年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	102 トン
3	クリーム	62 トン	53 トン
4	粉乳類	51,114 トン	48,333 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	1,569 トン
6	加糖れん乳	206 トン	187 トン
7	ヨーグルト	11 トン	11 トン
8	バターミルク	17 トン	17 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	48,997 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	7,453 トン
11	バター	16,731 トン	14,046 トン
12	豆類	81,156 トン	38,771 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	5,310,622 トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	251,859 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	871,852 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	3,933 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	26,794 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	162,186 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	1,638 トン
19	その他のでん粉	1,536 トン	1,491 トン
20	イヌリン	3,015 トン	67 トン
21	落花生	44,537 トン	27,828 トン
22	こんにやく芋	209 トン	209 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	3,551 トン
24	でん粉調製品	332 トン	320 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン

26	その他の調製品 (ミルク 30%以上)	4,848 トン	2,158 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	2,181 トン
28	繭	3.3 トン	3.3 トン
29	生糸	229 トン	229 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第 1 の 6 の項番号。
 - ・ 各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、「輸入数量に基づく特別緊急関税の令和 5 年度における輸入基準数量等」（令和 5 年 3 月 31 日公表）から変更なし。